

前文  
市の憲法として 持続発展性のある地域社会 (目指すべき未来)  
権利と責任のバランス 共に責任を果たす市民像

第1章 総則  
§ 1 目的  
市民主権  
市民と行政と議会 関係の明確化  
§ 2 条例の位置づけ  
最高規範性 (この条例の位置付け)  
§ 3 定義  
市民とは 責務  
コミュニティとは 責務  
行政とは 責務  
協働とは  
参画とは  
§ 4 基本原則 (理念)  
情報共有の原則  
過程明示の原則  
協働の原則  
定義は整理しておかないと、以降の委員会が成文化しにくくなる (本文ではなく解説で扱うべきか?)

第2章 市民主権と協働  
§ 5 市民参加の権利  
サービスを受ける権利+公平公正な参加の機会  
積極的参加の推進  
§ 6 権利の行使と責任の履行  
バランス  
結果だけから過程への参加  
§ 7 市民の知る権利  
現状、課題、可能性、案、決定、結果、検証  
§ 8 情報公開制度  
情報公開条例  
§ 9 ○ 個人情報保護制度  
情報収集と管理  
§ 10 市民 (パートナー) の育成  
地域コミュニティ協議会の活用  
公募委員の要件  
§ 11 住民投票  
§ 12 中途判断 (やり直し)  
実施 計画途中で年度末に客観判断する機会  
§ 13 総合計画 (まちづくり) の位置づけ  
市民の参加と検討手順

第2章に關係する主な制度  
高松市情報公開条例  
高松市行政資料閲覧規程  
高松市個人情報保護条例  
地域まちづくり交付金事業  
地域コミュニティ構築支援事業  
協働企画提案募集事業  
NPOと行政との協働を進めるための指針  
NPOと行政との協働に関する基本計画  
高松市安全で安心なまちづくりに関する条例  
高松市総合計画の策定および実施規定  
高松市附属機関等の会議の公開および委員の公募に関する指針

第3章 公正で信頼ある行政と評価  
§ 14 市長の職責  
§ 15 行政組織の編成  
横断体制 プロジェクト制  
§ 16 職員倫理と意識  
職員の責務 法令遵守  
§ 17 行政の意思決定  
過程開示 政策案公表  
§ 18 人事評価  
§ 19 クレーム処理  
§ 20 行政の説明責任  
過程の情報、結果の開示  
わかりやすさ 財政状況の説明  
§ 21 弱者救済と公平の確保  
不利益救済までいれる?  
§ 22 安全安心の優先確保  
危機管理体制  
災害時の市債 積立取り崩し  
§ 23 外部監査・政策評価  
§ 24 財政運営  
プライマリーバランスを十分考慮  
予算調整  
§ 25 競争入札  
質の確保 (モニタリングシステム)  
§ 26 公聴制度 (パブリックコメント)  
× 外郭団体 (出資団体)

第4章 議会と議員活動  
§ 27 議員の職責  
市民との関係  
発言と活動の自由と職責重視  
自己利益誘導の禁止  
冠婚葬祭 祝儀不祝儀の禁止  
§ 28 議会・委員会の情報公開  
議会はもとより諸委員会の原則公開  
§ 29 議員の研修・研鑽  
研鑽と報告  
発言と活動の自由と市議としての職責重視  
× 市長 議員の交際費 研修費 交通費

第3章に關係する主な制度  
高松市長の資産等の公開に関する条例  
高松市事務分掌条例  
高松市職員服務規程  
さわやかサービス  
職員の意識改革 (人材育成) 事業  
市政相談  
市長への提言  
市政出前ふれあいトーク  
ケーブルテレビによる広報  
高松市地域福祉計画  
職員初動マニュアル  
高松市地域防災計画  
包括外部監査契約  
事務事業評価  
第4次高松市行政改革計画  
財政運営指針  
予算編成過程の公開  
かがわ電子入札システム  
高松市入札監視委員会  
高松市パブリック・コメント手続要綱  
高松市補助金交付規則  
高松市外郭団体の運営等指導基準

第4章に關係する主な制度  
高松市議会議員政治倫理条例  
高松市情報公開条例  
高松市議会政務調査費の交付に関する条例

第5章 連携・協力  
§ 30 近隣自治体との協力  
道州制を脱んだ連携  
危機連携協力  
商圏交流  
広域連携  
国・県との協力  
? 国際交流  
経済を伴う交流  
ここで国際を謳うのは都市特性にあってる?

第5章に關係する主な制度  
香川大学との連携事業  
高松・帯広 愛と幸福の都市交流事業  
西日本中央連携軸沿線都市連携事業  
香川中央拠点都市整備事業  
香川県・高松市政策連携会議  
国際会議誘致推進事業  
つひー・タス・ハーグ市・トゥル市・南昌市との都市提携周年記念事業

第6章 その他  
§ 31 本条例の推進  
各条例への反映と進捗  
検討機関  
§ 32 改正・見直し  
見直し期間を定める?  
推進体制がないと形骸化するが、組織として実行能力を付担保できる?